



みんなで支え合う介護保険

11月11日は介護の日

介護保険は、介護を必要とする状態になっても、自立した生活が送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。今回の介護保険特集号では、介護の日に合わせて、介護保険の制度についてお知らせします。

介護が必要になったら、どうしたらいいの？

2~3面参照

介護の仕事を探しているんだけど…

4面参照

介護保険で利用できるサービスって、どんなサービスがあるんだろう？

3面参照

介護の日について

平成20年に、厚生労働省は「介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者およびその家族・介護従事者を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する日」として、11月11日を「介護の日」と決めました。

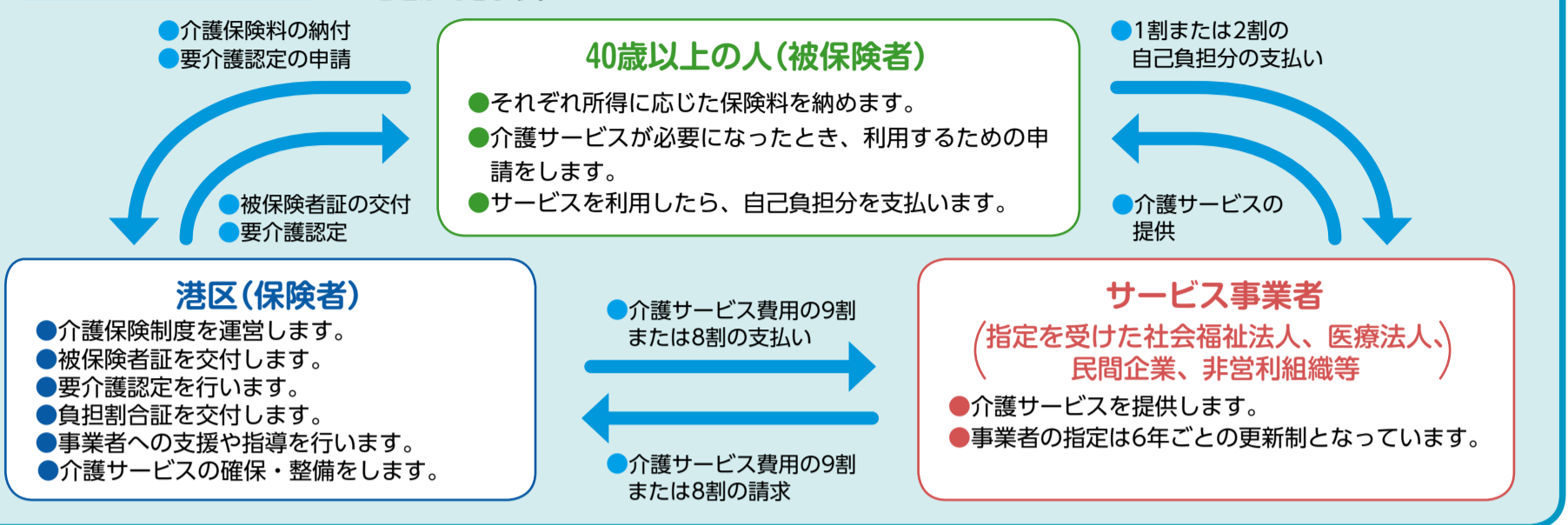
まだまだ元気。介護の必要がないのに、介護保険料を払わなくてはならないの？

2面参照

介護保険制度の仕組み

40歳以上の皆さんが被保険者となります

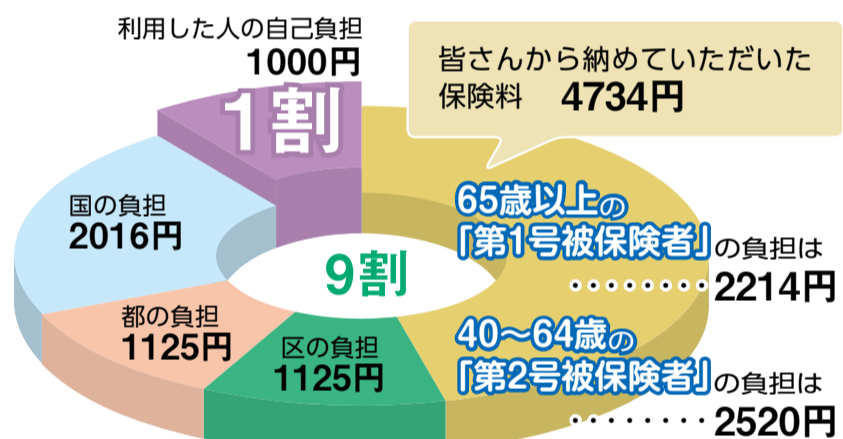
介護保険は、介護を家族だけでなく社会全体で支え合うためにつくられた制度です。制度の運営(保険者)は区が行い、40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって保険料を納めていただきます。介護が必要となったときには、介護サービスにかかる費用の1割または2割の自己負担でサービスを利用することができます。



介護サービスを利用すると、かかった費用の1割または2割を利用した人が負担します。残りの9割または8割を、介護保険が負担します。

利用者の自己負担が1割の場合

例えば、1万円分の介護サービスを利用したとすると…



65歳になったら被保険者証が交付されます

65歳になった人(第1号被保険者)には、区から介護保険被保険者証(被保険者証)が交付されます。 ※40~64歳の人(第2号被保険者)は、要介護認定の申請をして認定結果が出た場合に、被保険者証が交付されます。



被保険者証はこんなときに必要です

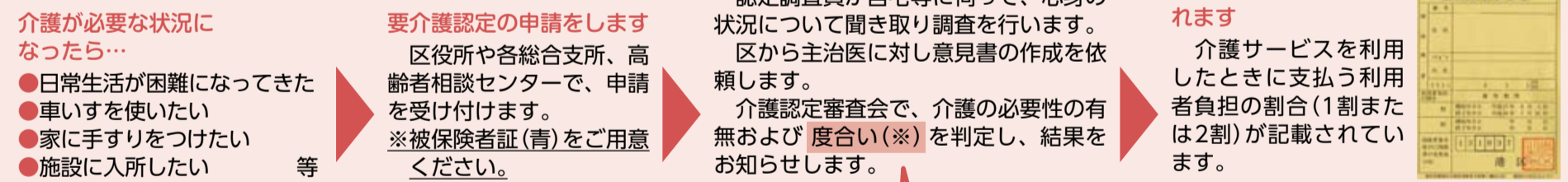
- 介護認定を申請(更新)するとき
- サービス利用計画(ケアプラン)の作成を依頼するとき
- 介護サービスを利用するとき

介護保険の申請が必要になったときのために、大切に保管しましょう。

問い合わせ 介護保険課介護保険係 ☎3578-2891~7

介護保険で介護サービスを利用するには

介護サービス利用までの流れ



要介護状態区分

非該当 区が行う介護予防・日常生活支援総合事業をご利用ください。介護保険のサービスは受けられませんが、区の一般介護予防事業(運動器の機能向上、栄養改善、口腔(こうくう)機能の向上等)を利用できますので、高齢者相談センター等にご相談ください。

要支援1・2 介護予防・生活支援サービス事業または、介護保険の介護予防サービスを利用します。介護保険の対象者で、心身機能の改善につながる可能性が高い人等が受けるサービスを利用します。

要介護1~5 介護保険の介護サービスを利用します。介護保険の対象者で、心身の状態により、さまざまな支援を要する人が受けるサービスを利用します。

※介護が必要な度合いを、要支援1・2、要介護1~5という段階(要介護状態区分)に分けて認定します。介護が必要な度合いに応じて、利用できるサービスの種類や回数、介護保険で利用できる額の上限が異なります。

要介護認定には有効期間があります

要介護認定の有効期間は、原則として12カ月間です(更新申請の場合、最長24カ月間の場合もあります)。有効期間満了日以後も、引き続き介護サービスを利用する場合は、更新申請が必要です。なお、更新の対象者には有効期間満了日の60日前頃に、区から更新手続きの通知が郵送されます。有効期間内に心身の状態が悪化した場合は、申請窓口にて区分の変更を申請してください。

問い合わせ 介護保険課介護認定係 ☎3578-2885~90

介護保険で利用できるサービス

(港区介護サービスの例)

在宅サービス

- 訪問介護(ホームヘルプ)※1** ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護や身の回りの世話をを行います。
- 訪問入浴介護** 主に寝たきりの人を対象に、巡回入浴車で家庭を訪問し、入浴介護を行います。
- 訪問看護** 看護師・保健師等が家庭を訪問し、床ずれ防止等療養上の世話または診療補助を行います。
- 訪問リハビリテーション** 理学療法士・作業療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。
- 居宅療養管理指導** 医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導等を行います。
- 通所介護(デイサービス)※1** 高齢者が在宅サービスセンター等の通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行います。

※1 平成27年度までの介護予防訪問介護および介護予防通所介護は、平成28年度から区が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に変わり、「訪問型サービス」および「通所型サービス」として利用することになります。

地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護** 日中・夜間を通じた定期的な訪問と、利用者からのコールによる対応(訪問等)により、在宅生活を支援します。
- 夜間対応型訪問介護** 夜間の定期的な訪問と、利用者からのコールによる対応(訪問等)により、在宅生活を支援します。
- 地域密着型通所介護** 定員が18人以下の通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで行います。

施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)** 寝たきりや認知症等により、常時介護が必要で、家庭での生活が困難な人が入所します。

通所リハビリテーション(デイケア) 介護老人保健施設、病院、診療所等でリハビリテーションを日帰りで行います。

短期入所生活介護(ショートステイ) 特別養護老人ホーム等に短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練を行います(原則として医療的処置は行いません)。

短期入所療養介護(ショートステイ) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、必要な医療的処置および日常生活上の世話や機能訓練等を行います。

特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) 介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム等で、日常生活上の世話や介護等を行います。

福祉用具貸与 車いすや特殊寝台等の福祉用具を貸与します。

特定福祉用具購入費の支給 ポータブルトイレや入浴補助用具等、入浴や排泄つに使用する福祉用具を指定事業所から購入したときに、福祉用具購入費を支給します。

住宅改修費の支給 家庭での手すりの取り付け、段差の解消等の住宅改修を行ったときに、住宅改修費を支給します。※工事着工前の申請が必要です。

認知症対応型通所介護(認知症デイサービス) 認知症の人を対象に、デイサービスを行う施設で、日常生活上の世話や機能訓練等を行います。

小規模多機能型居宅介護 通所を中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせた、多機能なサービスを行います。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 認知症の人を対象に、家庭的な環境で共同生活するグループホームで、日常生活上の世話や機能訓練等を行います。

看護小規模多機能型居宅介護 利用者の状態に応じて、通所・泊まり・訪問介護に訪問看護を組み合わせたサービスを提供します。

介護老人保健施設(老人保健施設) 医師の指示のもとで、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする人が入所します(常勤の医師がいます)。

介護療養型医療施設(療養病床等) 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする人が入院する医療機関の病床です。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2と認定された人や、区が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 高齢者支援課総合事業推進担当 ☎3578-2930

高額介護(介護予防)サービス費の支給

1か月に利用した介護サービスの自己負担額(※1)が**表**の限度額を超えた場合、その差額分が支給されます。該当者には、区から「高額介護(介護予防)サービス費支給申請書」をお送りします。

表 1か月あたりの自己負担の世帯上限額

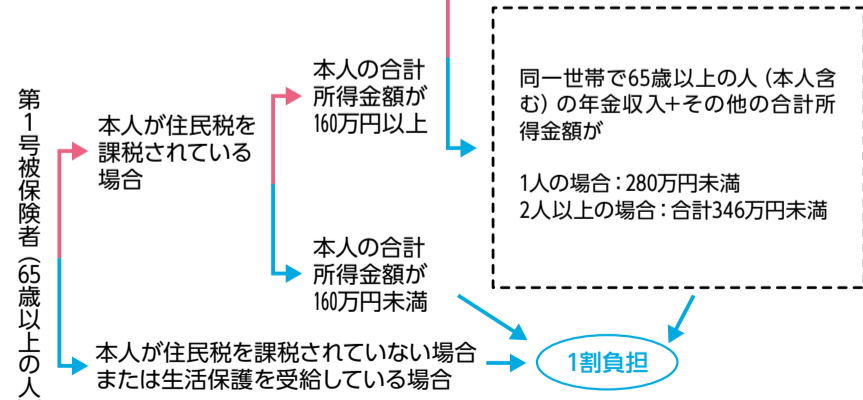
現役並み所得者(同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる世帯。ただし、収入が単身で383万円未満、2人以上520万円未満の場合には、申請により3万7200円になります)	4万4400円
一般世帯(住民税課税世帯の人)	3万7200円
世帯全員が住民税非課税で、下記に該当しない人	2万4600円
●世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	1万5000円※2
●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	1万5000円
●利用者負担を1万5000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	1万5000円
●生活保護の受給者	1万5000円※2

※1 特定福祉用具購入費、住宅改修費、施設入所等の食費・居住費は含まれません。

※2 世帯単位ではなく、個人単位の上限額です。

問い合わせ 介護保険課介護給付係 ☎3578-2876~80

介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準



介護が必要になったとき、困ったときは…

お近くの高齢者相談センターへ

高齢者相談センターについて (地域包括支援センター)

区では、高齢者の皆さんや介護をしている皆さんの総合的な相談窓口として、区内5地区に高齢者相談センターを設置しています。

高齢者相談センターでは、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が中心となって、高齢者を支援します。

こんな相談をお受けします

- ◎高齢者福祉サービスや介護保険に関すること
- ◎介護予防の取り組みに関すること
- ◎消費生活被害や虐待等、高齢者の権利擁護に関すること

受け付け時間

- 毎週月～土曜 午前9時～午後7時30分
- 日曜、祝日、年末年始 午前9時～午後5時
- 在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外でも受け付けています。

赤坂地区高齢者相談センター
(北青山地域包括支援センター)
☎ **5410-3415**
〒107-0061 北青山1-6-1

麻布地区高齢者相談センター
(南麻布地域包括支援センター)
☎ **3453-8032**
〒106-0047 南麻布1-5-26

芝地区高齢者相談センター
(芝地域包括支援センター)
☎ **5232-0840**
〒105-0014 芝3-24-5

高輪地区高齢者相談センター
(地域包括支援センター白金の森)
☎ **3449-9669**
〒108-0071 白金台5-20-5

芝浦港南地区高齢者相談センター
(地域包括支援センター港南の郷)
☎ **3450-5905**
〒108-0075 港南3-3-23

介護保険ガイドブックをご利用ください

区では、介護保険の仕組みやサービスの利用方法を詳しく解説したガイドブック「あったかいね！介護保険」を作成しています。介護保険課(区役所2階)・各総合支所・高齢者相談センター等で配布しています。ぜひご利用ください。



介護の仕事に従事する人を支援しています

介護保険制度が創設され17年目になりました。介護サービスを利用する人は増えていますが、介護の仕事に従事する人は、依然として不足しています。区では、介護が必要になったとき、安定的に介護サービスが受けられるように、介護人材を育成するための支援や介護サービス事業者への指導等を行っています。

介護職員研修受講費用等の助成(介護人材育成支援事業)

- (1) 介護福祉士資格取得助成事業
- (2) 介護職員初任者研修受講助成事業
- (3) 介護職員実務者研修受講助成事業
- (4) 介護福祉士実技試験免除研修受講助成事業等を実施しています。

詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

その他にも

介護のしごと面接・相談会

区内介護サービス事業者が出展する面接・相談会を開催し、働きたい人と区内介護サービス事業者を結びつけます。次回は平成29年1月18日(水)を予定しています。詳しくは、お問い合わせください。

その他、区では、介護サービスの利用についての苦情や相談を受け付けています。必要に応じて事業者から報告を求め、改善のための指導・助言を行っています。

問い合わせ
介護保険課介護事業者支援担当
☎3578-2821、2881~3

問い合わせ

- 介護保険料・被保険者証について
介護保険課介護保険料係
☎3578-2891~7
- 介護保険料の納付相談について
介護保険課介護収納相談担当
☎3578-2895・6
- 要介護認定について
介護保険課介護認定係
☎3578-2885~90
- 介護サービスと利用料について
介護保険課介護給付係
☎3578-2876~80
- 介護サービスに関する苦情・相談について
介護保険課介護事業者支援担当
☎3578-2821、2881~3
- 高齢者相談センター(地域包括支援センター)について
高齢者支援課介護予防係
☎3578-2407~13
- 介護予防・日常生活支援総合事業について
高齢者支援課総合事業推進担当
☎3578-2930